

指定緊急避難場所の見直しの概要

経過
本市の「指定緊急避難場所」は331施設で、うち47施設が市施設、その他284施設の大半は、区や自治会の集会所等が指定されている。区や自治会の集会所は、施設管理者である区長や自治会長が鍵を管理されており、開設閉鎖を区・自治会役員にお願いすることになります。近年、高齢者や障がい者など避難に時間を要する方のために、日中早めに『警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始』を発令することが増えていまして、区や自治会役員に開設閉鎖や運営の負担が増していました。

主旨
「指定緊急避難場所」のうち、市職員を配置する25の市施設を「早期開設の避難場所」することで、避難者の早期避難を促す。区・自治会等の施設は「指定緊急避難場所」ではない「自主避難場所」に変更し、区・自治会役員の負担を軽減するとともに、避難先の確保を図る。

根拠法令
災害対策基本法、指定緊急避難場所の指定に関する手引き（内閣府）

見直しの種類
【見直しの方針】区・自治会長様に現在、指定緊急避難場所となっている区・自治会所有の施設等が、災害による危険性のない安全な区域にあるか、災害に対して安全な構造であるかを踏まえ、書面および口頭で以下の区分から自主避難場所の設置を確認いただきました。
【変更区分】
a従来の施設以外に自主避難場所を設置する
b自主避難場所を設置しない
【変更理由】
1浸水警戒区域内にある（浸水）
2土砂災害(特別)警戒区域内にある（土砂）
3建物が耐震基準を満たさない（地震）
4浸水・土砂
5浸水・地震
6土砂・地震
7浸水・土砂・地震
8新しい施設を選択
9早期開設の避難場所を選択（公共施設）

対象施設数（延べ数）

見直し前

区分	施設数	種別	施設数	開設のタイミング
指定緊急避難場所	331	区・自治会等の施設	284	レベル3開設
		市施設	47	

見直し後

区分	種別	施設数	開設のタイミング
自主避難場所	区・自治会等の施設	296	区・自治会の判断
指定緊急避難場所	市施設等	23	レベル3開設
早期開設の避難場所		25	避難情報発令前に開所